（別紙）

2018年大阪北部地震被災障害者お見舞金支援要綱

■対象

大阪北部地震で自宅が一部損壊の判定を受けた障害者（申請は一世帯一件とします）

※原則として持ち家の方を対象としますが、賃貸であっても自宅修理費用を自己負担しなければならない場合や、自宅に住み続けられない場合は申請できます。

　　※今回の個人見舞金は、何らの補償も受けられない方々に対して少しでもお役に立ちたいという趣旨ですので、全壊・半壊等の義援金対象者及び一部損壊であっても義援金対象の方は申請をご遠慮ください。

■お見舞金の金額　　1世帯あたり5万円とします。

■申請方法

　各団体にてお見舞金申請書（ご本人用）、ご本人のり災証明書の写し（9月3日以前に発行されたもの）、障害者手帳（受給者証、診断書などでも可）の写しを取りまとめ、お見舞金申請書（団体用）を添えて、郵送、メール、ＦＡＸのいずれか一つの方法でゆめ風基金へ申請をお願いします。

■申請締切日　　**2018年11月15日ゆめ風基金必着**

■お見舞金配布について

　①お見舞金は、申請が届きしだい確認させていただき、ゆめ風基金から各窓口団体宛に送金します。ご要望に沿えない場合もあります。また、事務手続き上、送金が遅くなる場合があります。お許しください。

②入金を確認後、窓口団体から申請者にお届けいただく方法は、整理票にもとづき、手渡しもしくは振込をお願いします。振込みの場合、手数料を上乗せして送金いたしますので、振込手数料の合計額をお見舞金申請書（団体用）に記入し事前にお知らせください。

③申請者にお見舞金をお届けいただく際、お手数ですが申請者から領収証を受け取っていただき、その写しをゆめ風基金にお送り下さい（領収証の書式は問いません。お見舞い金の金額と届けた日付、申請者の名前・住所が確認できれば結構です。振込の場合は振込控えか、通帳の写しでも結構です）。

※なお、いただいた個人情報は、本目的以外に使用いたしません。

ご不明な点があれば以下にご連絡ください。

連絡先

被災障害者支援　認定NPO法人ゆめ風基金

〒533-0033　大阪市東淀川区東中島1-13-43-106

電話: 06-6324-7702　FAX: 06-6321-5662

メール: yumekaze@nifty.com